

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月28日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830085

研究課題名（和文） リベラル・デモクラシーの持続可能性の考察——アローの定理の修正を
つうじて——研究課題名（英文） On the durability of Liberal Democracy
: by the revision of Arrow's Theorem

研究代表者

齊藤 尚 (SAITO NAO)

早稲田大学・政治経済学術院・助手

研究者番号：20612831

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、リベラル・デモクラシー論におけるアローの一般不可能性定理の否定的含意を検証し、それからリベラル・デモクラシーを擁護することである。

結論として、次のことが判明した。アローの定理は投票のような通常の民主的意思決定とともに、社会契約のような長期的なコミットメントを伴う意思決定の可能性をも否定する。だが、社会契約はアローの定理から規範的にも数学的にも擁護可能である。さらに、投票ではなく社会契約こそがリベラル・デモクラシー社会の存続を基礎づける。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to verify negative implication of Arrow's general impossibility theorem in the theory of liberal democracy. Also, it is to protect liberal democracy from the theorem.

The conclusion of this research is as follow; Arrow's theorem denies the possibility of usual democratic decision process like vote. Also, the theorem denies the possibility of decision process accompanied by a long-term commitment like social contract. However, social contract can be protected from Arrow's theorem both normatively and mathematically. This social contract, not the vote, bases durability of liberal democratic society.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：デモクラシー論、アローの定理、リベラル・デモクラシー

1. 研究開始当初の背景

「いかなる望ましい集団的意思決定の方法も存在しない」というアローの不可能性定理 (Arrow 1963) は、現在のデモクラシー論に深刻な問題を投げかけている (cf. Estlund 2002)。なぜなら、もしその方法が存在しないとすれば、民主的な意思決定の正当性が批判に晒されるからである。分析方法としても、その定理は経済学において主流な数理的手法によって基礎づけられており、研究領域の間の境界を越えて客観的な妥当性をもつとされる。このようなアローの定理は、とりわけリベラル・デモクラシーの理念に対して極めて否定的であると考えられる (Arrow 1967)。

ところが、従来のデモクラシー論は、数理的手法によってリベラル・デモクラシーの理念が批判される際に、それを数理的手法を用いず、外在的にしか擁護できない。他方で、アロー以降の社会的選択理論家は、アローの定理の数学的な克服方法を提示する研究が少ない上に、それがもつデモクラシーの理論的な否定という含意に対しては、後述する発展可能な課題が残されている。

このような現状に鑑みて、規範的な含意を保ちつつ、数学の長所である客観的な妥当性のあるリベラル・デモクラシー論を構築するためには、デモクラシー論と社会的選択理論の双方の観点を取り入れた、アローの定理の検討とそれからのリベラル・デモクラシーの擁護論が必要である。

2. 研究の目的

研究の問いは、「リベラル・デモクラシー社会の存続基盤である社会契約はどのような合意であり、それはアローの定理から擁護可能か」である。その問いを立てた理由は、社会契約こそが社会の最も根本的な成立要件であるにも拘らず、アローによって批判に晒されているからである。

結論として、「社会契約はアローが考えるような合理的・時点的な選択ではなく、それは道徳的な人格をもつ個人による長期的なコミットメントとしての契約であり、そのような契約は、規範的にも数学的にも、アローの定理から擁護可能である」ことが判明した。

3. 研究の方法

先行研究の欠点を補うべく、本研究は、規範的な手法を用いて、アローの定理が発表された『個人的選択と社会的評価』の解釈をつうじてその定理の哲学的含意を明らかにしつつ、数理的な手法を用いて、アローの定理やリベラル・デモクラシーにおける集団的意思決定方法がもつ数学的構造の分析を行った。

4. 研究成果

本研究は、2013年2月に早稲田大学にて、「リベラル・デモクラシーにおける全員一致の仮定の考察：ケネス・アロー『社会的決定と個人的評価』における時間性と意思決定」というタイトルで提出・受理された、博士論文としてまとめられ、主に以下の研究結果を得た。なお、括弧内の番号は、博士論文の構成（第四部第八章）に対応する。

(1) アローの不可能性定理から社会契約を擁護

そのために、アローの定理がもつ社会契約に対する批判的含意を検証し、アローがそれをある時点における個人選好に基づく民主的決定の一類型とみなし、リベラル・デモクラシー論で論じられるような、他の民主的決定に比した社会契約の規範的優位性を認めないことを論じた（第一部）。

他方で、社会契約の優位性を認め、多数決原理ないしパレート原理の制約を認めるリベラル・デモクラシー論では、社会契約が道徳的人格による決定であることをその優位性の根拠とする。対して、アローによる社会契約批判は、個人選好の不可侵性に基づくパレート原理の擁護に、そしてそのことは、個人選好の論理的整合性に基礎づけられることを明らかにした（第二部）。

この論争に対して、本研究では、二つの主張の根拠間の関係性を問い、ある時点における個人選好が論理的に整合的であるためには、時間的に持続する個人がそれに先立って存在しなければならないことを規範的・数学

的に明らかにした（第三部）。

（2）リベラル・デモクラシー社会の存続の基礎である社会契約を解明

次に、アローの想定に反して、その時間的に持続し道徳的人格をもつ個人が、リベラル・デモクラシー社会の存続の基礎となる社会契約の主体であることを明らかにした。リベラル・デモクラシーにおける社会契約は、個人の人格の尊重という道徳ルールに対する合意である。そこに住む個人は、そのルールを理念とする一つの憲法に対して、内面的にも関与することを通じて、世代を越えた「人民」という政治的アイデンティティを共有し、それがリベラル・デモクラシー社会の存続を基礎づける。社会契約はその政治的アイデンティティを形成する合意でもある（第四部第七章）。

最後に、第七章で明らかにされた社会契約が、アローの定理によって想定される民主的決定よりも規範的に優先されること、それがアローの定理から擁護可能であることを指摘し、その方法の数学的定式化の可能性について考察した（第四部第八章）。

結論として、リベラル・デモクラシー社会の成立要件である社会契約が、アローの定理から擁護されうるような、道徳的人格による、その人格の尊重という理念に対する合意であるとともに、長期的に社会の存続を基礎づける「人民」を形成する合意であることが明らかにされた。

なお、本研究は、以下の二点において独創性と意義がある。

第一に、本研究は、社会的選択理論における哲学的要素を取り入れた研究に位置づけられる。この観点からリベラル・デモクラシー社会の理念や、その理念に基づく可能性定理を論じた代表的な研究として、Sen 1970, Sen 2009, 鈴木 2009; chap. 7-10, Suzumura 2010 が挙げられる。それらの研究においては、リベラル・デモクラシー社会で容認される私的領域での選択の自由（自由権）に基づく、個人的選択と社会的選択の対立・解消の問題が論じられている。しかし、その自由権の基礎づけの問題や社会の存続可能性の問題などが残されている（cf. Kelly 1987, Suzumura 2010）。

第二に、本研究は、社会的選択理論を取り入れたデモクラシー論に位置づけられる（たとえば Estlund 2002 など）。本研究は、現代のデモクラシー論に影響力が大きいにもかかわらず、これまで難題として残されていたアローの定理の意義の解明とその克

服を試みる。

このように、本研究は、先行研究と問題意識を共有しつつも、その残された問題に、社会契約の擁護という観点から、従来とは異なる方法を用いて解答するという点に独創性と意義がある。

本研究によって、今後、政治哲学と社会的選択理論の対話がより深まると考えられる。

参考文献

Arrow, Kenneth, 1963, *Social Choice and Individual Values: 2 editions*, Yale University Press.

———. 1967, “Public and Private Values,” in *Human Values and Economic Policy*, New York University Press.

Estlund, David (ed.), 2002, *Democracy*, Blackwell Publishers.

Kelly, J. S., 1987, “An Interview with Kenneth J. Arrow,” *Social Choice and Welfare*, Vol. 4, Issue 1, pp. 43-62.

Sen, Amartya K., 1970, “The Impossibility of Paretian Liberal,” *Journal of Political Economy*, Vol. 78, No. 1, pp. 152-157.

———. 2009, *The Idea of Justice*, Harvard University Press.

Suzumura, Kotaro, 2010, “Welfarism, Individual Rights, and Procedural Fairness,” in *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol. II, Chapter 23, North Holland.

鈴木興太郎『厚生経済学の基礎』岩波書店、2009年。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

① 齊藤 尚「リベラル・デモクラシー論における「アローの一般可能性定理」の批判的含意」『年報政治学』、査読有、日本政治学会、349-370頁、2012年（Ⅱ）。

〔学会発表〕（計4件）

①【日本政治学会】
齊藤 尚「推論的ジレンマ」と司法審査の

役割について」2012 年度研究大会、自由論
題、九州大学、2012 年 10 月 8 日。

②【21COE-GLOPE II 国際シンポジウム】
Nao Saito, “Arrow’s Social Welfare
Function as Moral Rule,” GCOE-GLOPE II
International Conference, Waseda
University, January 15, 2012.

③【社会思想史学会】
齊藤 尚「リベラル・デモクラシーの持続
可能性にかんする考察：アローの定理の検討
をつうじて」第 31 回研究大会、自由課題、
名古屋大学、2011 年 10 月 30 日。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齊藤 尚 (SAITO NAO)

早稲田大学・政治経済学術院・助手

研究者番号：20612831